普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、補助事業、制度資金等の行政施策を農業者等（農業を担うべき者を含む。）が活用する場合、その支援に努めるものとする。

また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

ヒ　民間等との連携の強化

民間の活力を最大限に活用するため、各地域の実情に応じて、普及指導協力委員制度の利用等により、民間の専門家、地域において先導的な役割を担う農業者の協力を得るよう努めるものとする。

また、農業に関する技術指導に取り組む民間企業等の多様な者との連携の強化に努めるとともに、農業者等の経営改善や六次産業化に向けた普及指導活動においては、金融機関や六次産業化を推進する支援機関等との適切な役割分担と密接な連携の下に実施するよう努めるものとする。

オ　都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

なお、国は、これらの取組が円滑に進むよう、都道府県間の連携体制の構築に取り組むものとする。

第五中七を五とし、五の次に次のように加える。

六　農業革新支援センターの整備

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備するよう努めるものとする。

農業革新支援センターでは、農業革新支援専門員が先進的な農業者等からの直接の相談又は普及指導センターでは対応が困難な相談に適時・適切に対応するものとする。

その際、国や他の都道府県との全国的なネットワークを通じ、必要に応じて、関係者からの協力や情報を得るよう努めるものとする。

なお、農業革新支援センターの整備に際しては、都道府県の保有施設を利用するよう努めるとともに、名称が農業革新支援センターでない場合には、農業者等に農業革新支援センターであることが分かるよう配慮するものとする。

第五の八中「教育機関」の次に「や民間等」を加え、「に関する」を「の習得や地域農業のリーダーとしての資質向上に向けた」に改め、同第五の八を同第五の七とする。

第六を次のように改める。

第六　その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

国は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組むものとする。

○農林水産省告示第八百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成十一年八月三十日農林水産省告示第千百二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

別表中

「常用標準セフチオフル	1容器	11,200円 」	を
「常用標準セフチオフル	1容器	11,200円	に
常用標準セフポゾキシムプロキセチル	1容器	9,400円 」	

改める。

○経済産業省告示第五十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界水パートナーシップの標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十四年三月二十九日　経済産業大臣　枝野　幸男

一　世界水パートナーシップ

二　Global Water Partnership Organization

三　Global Water Partnership

四　GWPO

五　GWP

六

七